

# 青森県報

第四千五百五十四号

平成三十一年  
一月二十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出 …… (同) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録 …… (高年齢福祉保険課) …… 二
- 道路の供用の開始 …… (道路課) …… 二
- 液化石油ガス販売事業者の認定 …… (消防保安課) …… 二

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し …… (上北地域) …… 三

### 出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可 …… (西北地域) …… 三
- 右 …… (同) …… 三
- 右 …… (同) …… 三
- 土地改良区管理規程の認可 …… (同) …… 三
- 右 …… (同) …… 四

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正 …… (事務局) …… 四
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 …… (同) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第二十一号

○ 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 …… (同) …… 五

○ 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 …… (同) …… 六

○ 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出 …… (同) …… 六

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診療科	担当する年月日
	名	所在地		
高橋 正知	メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	内科	平成三〇・二・三
松井 彰伸	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	皮膚科	三〇・三・三
高橋 道長	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	外科	三・一・七

### 青森県告示第二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を

行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成三十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医の区分
横濱 美晴	飯尾 浩平	西山 弘文	飯尾 浩平	西山 弘文	飯尾 浩平	氏名
社会福祉法人敬仁会青森敬仁会病院	青森慈恵会病院	総合リハビリ美保野病院	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構弘前病院	名称
青森市大字久栗一坂字山辺八九の〇	青森市大字安田一字近野一四六の	八戸市大字久保字大山三一の二	八戸市大字富野町一	八戸市大字八幡字下樋田一の四	八戸市大字八幡字下樋田一の四	所在地
内科		内科	整形外科			担当する診療科名
三〇・三・一八		平成三〇・九・一	三〇・二〇・一			変更年月日

青森県告示第二十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇九二	平成三〇・一・九	社会福祉法人徳誠福祉会	青森市沖館五丁目三八一	特別養護老人ホームおきだて苑	青森市新田一丁目の三	平成三〇・四・一	地域密着型介護施設入所者生活介護
---------	----------	-------------	-------------	----------------	------------	----------	------------------

青森県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年二月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道三三九号	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬三の一から南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木四〇の二まで	平成三〇・一・三

青森県告示第二十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

平成三十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認定年月日
八戸液化ガス株式会社	平野 薫	八戸市卸センター二丁目六の二七	平成三〇・一・八

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アートハウジング
- 二 代表者の氏名 中村雅彦
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大町一丁目六の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一五〇〇七号
- 五 取消年月日 平成三十年十二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、五所

川原市南部土地改良区の定款の変更を平成三十年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十一日

西北地域県民局長 平 野 義 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成三十年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十一日

西北地域県民局長 平 野 義 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、砂沢溜池土地改良区の定款の変更を平成三十年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十一日

西北地域県民局長 平 野 義 一

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、五所川原市南部土地改良区の高野大堰頭首工管理規程を平成三十年十二月二十八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十一日

西北地域県民局長 平 野 義 一

高野大堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、五所川原市南部土地改良区の大口堰頭首工管理規程を平成三十年十二月二十八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十一日

西北地域県民局長 平野 義一

大口堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三号

平成二十九年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第八十二号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成三十一年一月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成28年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党青森県宅建支部の項中

870,158	870,158
405,724	405,724
464,434	464,434
514,116	514,116
464,400	464,400
464,400	464,400
464,400	464,400
464,400	464,400



長久保耕治後援会 (林 匡彦)	代表者 久保 廣	会計責任者 長久保 直樹	米内山 敦志	三〇・三・二六
山田清彦後援会 (久保 廣)	代表者 久保 廣	盛田 尚志	甲地 治男	三〇・三・二七
坂本すなお後援会 (坂本 計)	代表者 坂本 計	甲地 治男	三〇・三・二五	三〇・三・二五

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
小村初彦後援会	小村 初彦	平成三〇・三・二六
市政一新の会	樋口 修三	三〇・三・三三
大竹進後援会	大竹 進	三〇・三・二四
大竹進を支援する全国医療者の会	新渡戸 剛	三〇・三・二六
山田清彦後援会	久保 廣	三〇・三・二六
変えよう！青森県の会	古村 一雄	三〇・一〇・二一

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に

よる資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小村 初彦	小村初彦後援会	平成三〇・三・二六
大竹 進	大竹進後援会	三〇・三・二四

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭